

1. 件名：設計及び工事の計画の変更認可申請に関する事業者ヒアリング  
(東海第二発電所の設計及び工事の計画)
2. 日時：令和3年9月1日 14時00分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室 (一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※ TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

皆川主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他2名

発電管理室 プラント管理グループ 課長、他10名※

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について」(令和3年4月28日 第6回原子力規制委員会配付資料3)を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 審査スケジュール(案)：2021年9月1日  
【残留熱除去系主配管、原子炉格納容器配管貫通部・電気配線貫通部】
- (2) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料  
(改10)
- (3) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補正申請範囲  
(案)
- (4) 東海第二発電所 コメント回答整理表(残留熱除去系配管及び原子炉格納容器電気配線貫通部の改造)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	。
0:00:04	はい。それではこれから東海第 2 発電所の
0:00:09	と設工認の変更申請に係るヒアリングを始めたいと思います。それでは資料の確認と説明のほうをお願いいたします。
0:00:19	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。まず、資料の確認から始めさせていただきます。資料の一番として、東海第 2 発電所の本件の審査スケジュールについて示してございます。
0:00:32	二つ目に資料 2 番として、東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請書の補足説明資料を、になります。
0:00:41	三つ目として、東海第 2 発電所の高知計画変更認可施設書の補正申請案に関する説明資料でございます。一つ目として、東海第 2 発電所の審査に関する回答の整理表、こちらを準備してございます。以上の四つの資料から御説明をさせていただきます。
0:01:03	はい。
0:01:06	資料のほう過不足なくいただいておりますのでそれは資料の説明のほうをお願いします。
0:01:13	はい、日本原子力発電のアリモリでございます。それでは、東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請書の概要及び基準適合性の説明についてですね、資料の 2 番の補足説明資料を中心にですね。
0:01:28	説明をさせていただきたいと思います。
0:01:32	めくっていただいて 1 ページ目のところに補足説明資料の構成を示してございます。
0:01:38	補足の 1 及び補足の 2 において、基準の適合性の適用条文の整理について、及び添付する書類の整理を示してございます。
0:01:47	また、補足の 3 に工事の方法に関する補足説明資料と補足の 4 と 5 に今回の改造の内容でございます残留熱除去系配管、
0:01:57	改造工事の概要及び電気ペネトレーション改造工事の概要について示してございます。
0:02:04	まずあの基準適用性の条文について全体を御説明してですね、関連する資料補足 4 補足をから改造工事の概要について、あわせて説明を進めていきたいと思っております。
0:02:15	それでは、説明を始めたいと思います。
0:02:20	東海第 2 発電所のほうから説明をお願いいたします。
0:02:27	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	はい。
0:02:31	いや、
0:02:33	はい。
0:02:35	でしょ。
0:02:40	ございます。
0:02:41	それで、
0:02:47	すいません規制庁のドイですけれどもちょっと音声の方が途切れ途切れなんでしょうけども。
0:02:54	説明。
0:02:56	をさせていただく。
0:02:58	出ます。
0:03:04	今回、
0:03:06	資料は、
0:03:08	このページの
0:03:10	等に今、
0:03:13	で、
0:03:18	地球の地。
0:03:21	資料。
0:03:23	としては、
0:03:25	すいません。ドイ第 2 発電所 10 てるでしょうかということで、
0:03:41	波食森でございます。
0:03:44	と音声機構
0:03:47	ますでしょうか。
0:03:49	はい。こちら規制庁ですけれどもと今の声は聞こえてもう 1 回言っただきます。
0:03:56	そのチェック中ですね。
0:04:07	こちらは聞こえてないですね。
0:04:10	そこ間に販促痕跡細かくでしょうか。
0:04:14	ミヤモトですけれども、ミヤモトですけど少しちょっと聞こえにくいでも行っていただきます。
0:04:23	はい。
0:04:24	これ、
0:04:25	はい。
0:04:29	東海第 2 発電所曇りでございます。痕跡高の推奨か規制庁ミヤモトですけどもはっきり聞こえました。こちらの声も聞こえてるでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	はい、聞こえております。説明のほう、すみませんちょっと初めから聞こえる方でもう一度初めからお願いします。
0:04:48	はい、わかりました。初めから説明させていただきます。今回 2000 名設計及び工事認可変更申請書の補足説明資料所としましては会計の中としてお持ちしております。
0:05:03	で、ITにつきましては
0:05:07	資料 2-2 ページ目にですね、9 月 1 日ということで改訂箇所を記載しております。補足の 1 の適合条文の整理を結果ということで補足 1-1 から 28 ページというところで提出させていただいております。
0:05:26	次に補足の 2 としまして添付書類を添付する書類の整理の見直し結果ということでさせていただいております。続いて補足の 4 として適合条文の修正とあと者範囲主要配管傘の修正後原子炉冷却材圧力バウンダリの概要図
0:05:46	追加というところを地域させていただいております。
0:05:49	最後に補足保護として適用条文の修正を止端内容のものを添付させていただいております。
0:05:59	資料にのっとして補足の 1 から御説明を始めたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:06:05	はい、お願いします。
0:06:14	では補足の 1 について御説明
0:06:17	やっばしていただきます。資料としましては補足で 1-1 ページ、通し番号で 4 ページと思います。設計及び工事認可工事計画の認可申請における適合条文の整理ということで、
0:06:34	修正箇所としましては荷物の適合条文の整理結果ということで申請対象に 3.6. 7 の低圧代替注水系を SA 設備の減用として追記させていただいております。また、原子炉格納施設の主配管として同じく 3.7. 6. 10 の低圧だ。
0:06:54	大注水系を兼用として政党的設備として対象として、提出させていただいております。
0:07:05	4 ページの説明は以上で 5 ページから
0:07:12	原子炉冷却系統施設の主配管の説明になってきますので変更点だけ説明しながら進めさせていただきます。補足の 1-2 ページにつきましては
0:07:29	上のところに技術基準の
0:07:32	一部改正というところで
0:07:36	平成 30 年 6 月 8 日以下同様というふうに記載させていただいております。あと右下の添付書類の番号につきましては、今回の議案に際し、添付書類の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	番号を再度Huberさせていただいておりますのですべての箇所が改訂になっておりますと、
0:07:57	説明のほうは割愛させていただきます。
0:08:02	1-3 ページの
0:08:06	右橋補足 1-3 ページで通し番号 6 ページですけれども、第 1 条、第 11 条 A 破砕の損傷による防止につきましては、前回のヒアリングでは丸で説明させていただいたんですが今回採用 3 として整理させていただいております。
0:08:29	理由のところは前回等を
0:08:33	入院のところですけども火災の損傷の防止に関する設計の影響を確認する必要があるが、改造を行う配管は改造前と同様の資料である燃性の材料を使用した配管を
0:08:47	銀行選定しているので、既工事計画で確認された火災防護に関わる設計に影響を与えることから審査会症状はないということで最後の文言を参画のほうに整理させていただいております。
0:09:05	続きまして、第十二条の溢水等による損傷の防止ですけれども、こちらについても前回のヒアリング玉で御説明したんですけども最近整理させていただいて、参画の方にしております。こちらについては発電用原子炉施設における溢水等の損傷防止移管する。
0:09:25	設計への影響確認する必要がある場合は改造箇所は最大高高警報配管ではなくて、系統構成及び基金を拝聴変更するものではないことから、工事計画で確認された溢水、統合対象施設組の設計に影響を与えないことから審査
0:09:44	対象条文とはならないというふうにインサービスFPさせていただいております。規制庁ミヤモトですけど、ちょっといいですか途中でですけど。
0:09:51	はい。
0:09:53	結構いてるでしょうか。
0:09:55	はい、聞こえております。ちょっと先にですねちょっと大変申し訳ないんですけど先にですね補足 4 と補足 5 の改造概要のほうを全体としてちょっと説明させていただいてからちょっと個別のやつ説明していただいたほうがいいかなというのもちょっと個別から入ってしまうと。
0:10:13	全体がよくわからないところもあるので、全体概要まず説明していただけますかね。
0:10:21	はい、わかりました。ではすみません補足の 4 の説明については
0:10:29	うちの方の
0:10:34	右から説明させていただいて、
0:10:36	いただきますので、4 よろしく願います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	てます。
0:10:46	はい。現在のタカシマです。そうしたらですね補足の4のほうへ
0:10:51	残留熱除去系Aの主配管変更箇所一覧というところからお願いいたします。
0:10:57	そう判断を
0:11:04	もう
0:11:06	補足の4-2ですね、大きいページ番号で言うと1198ページになりますね。
0:11:11	今回ですね、主な理由としましては、2018年、2018年に申請したのSA工認時に弁の取りかえを申請してございます。
0:11:22	その際弁の取りかえだけでは
0:11:25	ちょっと配管が、
0:11:27	弁の取りかえができないということが判明したため、弁の取りかえに合わせて一部配管を改造するといった内容になってございます。
0:11:36	JKの方からいきますと、①番、残留熱除去系ポンプAからパイプ摺り分岐点。
0:11:42	同じく系熱交換器バイパス管分岐点から熱交換系というところについては、弁の取りかえに伴う取合配管取りかえ範囲の見直しということで、
0:11:53	現地の配管がちょっと解析確保等のか交渉が確保できないことから、弁の取りかえに合わせて附属する配管を取りかえるものでございます。
0:12:06	続きまして②番ですね、残留熱除去系熱交換器AからA代替循環冷却系ポンプ吸い込み管分岐点というところにつきましても、こちらですね、
0:12:18	2018年当時は規格品を引き確認のTでこの分岐点を計画してございましたが、こちらですね検知のかこうしろがとれることが困難なことが判明したため、
0:12:33	鍛造一体型の機器に変更するといったものでございます。
0:12:37	材料については設計建設規格に基づいたSFVC2Bを採用して計画してございます。
0:12:46	続きまして三番四番ですが、こちらですね、①の弁の取りかえに伴う配管の取りかえ範囲の見直しということで、同様の理由になってございます。
0:13:00	⑤につきましては、系統原子炉の冷却原子炉停止時冷却系配管分岐点からA弁のF053名という範囲なんですけども、こちらはですね。
0:13:13	答弁の材質、ステンレス口頭配管の材質ですね、STPTの一番の短そこへ異材溶接となるため、溶接性の向上、あとは品質向上を図りまして、FVC2Bの短管を入れて計画に変更してございます。
0:13:32	続きまして最後ですが、6番ですね、A系とサプレッションチェンバースプレイ配管分岐点から格納容器スプレイ食べ分岐点をスプレイ減ったという社以下の範囲ですけれども、こちらはですね、実施設備であるpH制御装置を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	系統からAB系統に変更してございます。このため分岐点のTをこの範囲から削除するといった変更内容になってございます。
0:13:57	残留熱除去系Aについては以上のが4になってございます。
0:14:07	100、1199ページの次のページについては残留熱除去系の系統図を示してございまして、今言った範囲の取替える箇所を図示してございます。
0:14:18	コメントいただいた点ですね③についてはちょっと実際の頭数の取りかえ範囲に沿った色塗りをして修正しておかしてございます。
0:14:31	こちらについてはよろしいでしょうか。
0:14:39	1200ページですね、
0:14:41	それぞれのバルブの取りかえに伴う
0:14:46	配管の取りかえ範囲の見直しということで変更前変更後ということで記載をしてございます。
0:14:52	こちらにつきましても、緑のラインですね。
0:14:55	実際ご指摘がございましたこのエルボのところ、18B-90度、Shortエルボになります、STPTの一番の14.3Dというところは、今回の申請には含まれませんのでここは緑を抜いて修正をかけてございます。
0:15:16	ここもよろしいでしょうかね。はい。
0:15:22	1201ページについても、
0:15:26	変更前後ということで変更箇所を図示してございます。
0:15:32	続きまして、残留熱力KBC系統のほうに移ります。1202ページですね。
0:15:39	こちらでもですね系統同様バルブの取りかえに伴う配管取りかえ範囲の見直しということで記載の通りの内容となっております。
0:15:48	①につきましては、その上流下流側の配管の確保しろを確保するため、バルブに合わせた配管持って取りかえるという内容。
0:15:58	②についてはそれに伴った要目表の記載の適正化。
0:16:03	③については
0:16:06	低圧代替注水系C系交流点がももとの流量計に悪影響を与えないように、
0:16:12	調整のパイプをつけて流量計の位置を調整するといった内容でございます。
0:16:19	④につきましてはF053Bの取りかえに伴う配管取替の見直しということでこちら現場の加工指導を考慮した取替範囲となっております。
0:16:31	1203ページです。
0:16:34	⑤番ですね。
0:16:36	こちらの改造内容については、代替循環冷却系の取り合いが取り合いの定義がここに入りますが、今後検査性を考慮してここにパイプを追加して
0:16:49	閉止版にて耐圧検査を行うように計画してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:53	⑥については、同じくF053Bですね、こちらにも異材溶接となることから、FVCBのパイプを追加するといった内容。
0:17:03	⑦については、先ほど申しました残留熱除去系Aで計画していたpH制御装置をAB系統に持ってくるため、ここのPの追加になってございます。
0:17:15	⑧についてはF050Bの取替範囲となって取りかえに伴う取りA配管取りかえ範囲の見直しということで、こちらですね、RPVバウンダリの範囲の改造となります。sec対策材である。冊 316 定Pのパイプエルボ追加する内容になってございます。
0:17:33	ABC軽度A概要については以上です。
0:17:37	1204 ページについては今申した改造箇所を図示してございます。
0:17:46	次のページ、1205 ページについてはRPVのバウンダリの概要図をつけてございます。先ほど申しましたF05 準備については、ちょっとここの図で言うと、ちょうど右下のラインですかね、残留熱除去系
0:18:01	から入ってくるラインのF053BとF050 基、
0:18:06	ちょうどF050Bのところの取り合いの改造が入るということで、
0:18:11	バウンダリの範囲というところで示してございます。
0:18:19	よろしいでしょうか。はい。
0:18:20	はい。
0:18:22	続きまして 1206 ページからはB系C系の主配管の変更概略図になってございます。
0:18:31	こちらにつきましては、変更を示してございまして赤色の着色部ですね、こちらのエルボまで色塗りがされていたということで、
0:18:42	今回の申請範囲から、このLは対象外ということで、
0:18:47	コメントいただきましてここは色塗りを外してございます。
0:18:53	1207 ページからはですね、
0:18:59	従来の通りの変更内容といったところです。
0:19:03	あとはですね、追加でつけているのが 1211 ページですね。
0:19:09	こちらコメントいただきました系統図の中で何Aナンバー7 というところがひもづいてないということで、
0:19:17	pH制御装置がB系統に追加するということで、その変更後の図面をつけてございます。
0:19:25	サプレッションチェンバのスプレイライン、下から流れるんですが、ここにTをつけまして、左から来るペア制御装置からPa発電所装置よりということで交流するこのPを追加するといった内容になってございます。
0:19:42	後から示します要目表にひもづいたところで、ここの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:48	好きなケースでございますSという番号を振ってございます。
0:19:56	1212 ページからはその紐つく要目表になってございます。
0:20:10	追加の追加になった。そのSというところについては、
0:20:16	はい。
0:20:18	1224 ページですね。
0:20:21	補足の 4-28 のところで一番下の配管の区分になります。
0:20:26	B系とサプレッションチェンバスプレイ配管分岐点から、格納容器スプレイヘッダという配管の区分で、
0:20:32	一番下の所ですね、T
0:20:36	の項目を追加して紐付けてございます。
0:20:41	STPT410-Dがここに入るという回答になってございます。
0:20:56	あとはですね 1228 ページなんですけれども、こちらの 3 月に申請したところから変わっている場所でございますA4 目標の記載の適正化といったところで、
0:21:09	今回のその改造に伴い、
0:21:13	配管の構成が過ぎて、
0:21:16	SG部 410 とA弁
0:21:19	のみの構成になる配管の区分がございまして。
0:21:22	当該の継ぎ手については、他の所配管で記載されることから本配管区分の要目表については、
0:21:29	bar。
0:21:31	とあとアスタリスクの 27 とするという記載をさせていただきます。
0:21:35	すいません、1230 ページに
0:21:39	見ていただくと。
0:21:41	もともとですねここは
0:21:43	B系と代替循環冷却系ポンプ吸い込み管分岐点から熱交換器出口管合流点という配管の区分がありまして、
0:21:52	3 月の申請の時点ではここはあの場のままでした。
0:21:57	この記載の
0:21:59	通りだと、この配管区分がなくなってしまう。
0:22:03	ような記載になってしまう。
0:22:06	ため、ここに*を振りまして、
0:22:09	1232 ページですね、* 27 というところで、
0:22:14	本範囲は残留熱除去系熱交換器Bから、
0:22:18	B系と代替循環冷却系ポンプ吸い込み管分岐点及び

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:22	残留熱除去系熱交換器BDBA置換合流点からAB系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点記載される。
0:22:30	配管で構成されるため、配管Cは記載しないという、
0:22:35	注記を追加してございます。
0:22:38	。
0:22:41	1200A28 ページに戻っていただきまして、
0:22:46	実際この今おっしゃった今言いましたので、残留熱力系熱交換器B出口から合流点から、
0:22:55	AP系と代替循環冷却系ポンプ吸い込み間分権というところは、
0:23:00	P
0:23:02	とバルブのみの構成になるので、
0:23:08	配管のよ。
0:23:09	ちょっと、もともと記載があったのは、SsSM41B-14.3 というパイプはなくなってしまうので、ここに要目に記載されるべき。
0:23:20	要素がなくなってしまうので、こういったアスタリスクをつけて、
0:23:24	実際はキーが入っているということを示させていただきます。
0:23:44	同じように 1230 ページですが、すみません、
0:23:52	1200
0:23:57	1229 ページのA系統につきましてもそういう配管、
0:24:01	区分がございまして、
0:24:04	こちらについては残留熱除去系熱交換器バイパス管分岐点からA残留熱出力系熱交換系出口管合流点。
0:24:13	どこの範囲がPとバルブの構成になってしまうため、
0:24:16	3月に申請したとしていたバーの記載に*28を追記して、
0:24:25	他の配管区分ですね、1232 ページ。
0:24:30	の*
0:24:32	-28、最後のところになります、
0:24:35	本案はあれちゃう残留熱余計ポンプAから残留熱除去系熱交が消えバイパス管分岐点。
0:24:42	及び残留熱除去系熱交換系出口から合流点から、
0:24:47	A系と代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点に記載される配管で構成されたされるため、配管資料は記載しない。
0:24:55	という記載を追加してございます。
0:25:03	すみません、1233 ページにそこのところのですね、ちょっとわかりづらいんで、系統図をちょっと手ホール目下図をつけてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	もともと、そもそもそのアスタリスクの 27。
0:25:18	の範囲はこの辺りで示したところの範囲。
0:25:23	その要目表の配布というところが、
0:25:29	barでして要目表ターのアスタリスクの 27。
0:25:33	の配管区分になってございます。
0:25:40	で、右側の注記の 28 * 28 の範囲については、この範囲というところで示して ございます。
0:25:54	でも、
0:25:58	1234 ページからは、そこの他の配管、主配管に国税されるといった記載の液 位を示してございます。
0:26:14	分岐点のP。
0:26:15	及び
0:26:18	合流点のTはこちらの配管区分で構成されるといった
0:26:24	ものとなってございます。
0:26:35	はい。時配管は以上になります。
0:26:37	はい、ありがとうございます。所配管のところの概要のところ質問というか、 ちょっと私の確認の内容について大体理解してるんですけど 1200 ページちょ っと代表で見てもらおうと。
0:26:48	これちょっと教えて欲しいの日取り業を変更前低比で右が変更後っていうのは 理解してるんですけど、左側では濃く塗ってるんだけど、右側。
0:27:00	要は、赤く塗るとこと緑と青があるんだけど、変更前に緑と青塗ってないの は何か意味あるんですか。
0:27:08	原電の高島です。変更前のこの赤色の部分は今先ほどおっしゃったのアスタ リスクの二重なって 27 といったところですので、要目表としてバーの記載にな ってしまうんですが、今回アスタリスクをつけて、
0:27:23	実際この配管区分としては存在すると。
0:27:27	いったところの該当箇所になります。ちょっとわかり是正づらいんですが申しわ けございません。
0:27:33	ということはあれですかねとこの 1206 ページも同様の意味でこれ、
0:27:38	前になるところだけ載ってるんですか。その理解ではい。
0:27:43	ほいました後ですね。
0:27:47	ちょっと待ってですね。
0:27:57	少しちょっと私もこちらになってないと、もともと変更変更今回当初 3 月の当初 申請で変更になったものと、今度、次補正するときさらに再変更する箇所 があるという。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:12	理解ですか。
0:28:14	はい、今回の再変更については先ほど申しましたのアスタリスクの箇所だけです ね。
0:28:21	*の27日が違ったリスクの箇所でアスタリスクを要目に追加することが補正 で、配管自体の変更箇所が増えるわけではやはりっていうそういうことで、は い。わかりました。配管自体がもう3月に申請したところから変わってございま すがそこは変わってないということで流れ込みの部分のにくかったりする2728 だっけな。
0:28:39	その部分で説明をつけたという理解ですかね。その通りでございます。
0:28:49	規制庁の同意率けれども、
0:28:54	ちょっと確認したいことがあるんですけども、まず1198ページのところで、① から⑥まであるんですけども、そのあとの
0:29:11	1200ページせえっと1200ページからの概略図のところが①から⑤までしかな くて、⑥が抜けてる。
0:29:23	かと思うんですけども、ここは、
0:29:30	燃焼度削除するのではないのかと思うんですけどもアルファベットでひもあの 要目表とひもづいているので、ここは6も、
0:29:43	紐づけのほうをしっかりとしたほうがいいのかと思うんですけどもいかがでしょ うか。はい。今ですね、ドイツさんがおっしゃられる通り、単純に削除するPが削除 になるという内容だけなので、あえてつけていませんでした。
0:29:58	要目表にもですねこのところは特にアルファベットでひもついてはございませ んの、
0:30:05	ちょっとITはつけてはいないんですが、
0:30:11	そうですね、ちょっと足並みをそろえて資料は仕立ててまた修正はかけたいと 思います。
0:30:17	はい。お願いいたします。もう1点がですね同じく1198ページのところで変更 内容のところですね、適用条文の記載されているかと思うんですけども、
0:30:33	このところが起用条文で
0:30:37	5乗とか17条の辺りの記載がない。
0:30:44	ないのは何か理由があるんでしょうか。
0:30:51	はい、発電所の方向かわかりますか。
0:30:54	発電所の森でございます。ただいまの質問はですねこの補足の4に書いてあ る適用条文のところにつきましては配管の施設に関するところだけの条文の ほうを抜き出して記載をさせていただいておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:12	耐震の強度に関する五条 17 条の記載は現在のところを入れていないという整理でございます。以上でございます。
0:31:27	規制庁見落とす今言われたのは 1197 ページの適用女王についてっていうところで、
0:31:37	関係今ここで記載しているのはここに書いてある 1051 条からこう並んでる条文だけを改定訂へとそれ以外について補足 1 に飛ばしているのだからここで書いてないという理解ですかね。
0:31:52	はいその通りでございます。
0:31:55	はい、わかりました。
0:32:00	規制庁ドイですけども私からは以上です。
0:32:07	えっと在宅のミナカワさん何か。
0:32:11	確認事項等ありますでしょうか。
0:32:15	補足 4 については私からはないです。
0:32:18	はい。それでは次に補足 5 のほうの説明をお願いします。
0:32:24	はい。
0:32:31	はい。
0:32:33	発電所よろしいですか。
0:32:50	これ、
0:32:51	すみません、発電所でございます。少々お待ちください。
0:32:55	特会で発電所の石川ですけども聞こえてますでしょうか。
0:33:00	はい、聞こえてます。
0:33:03	すみませんし改めまして、にる堰堤東海第 2 発電所の石川です。よろしくお願いいたします。
0:33:10	それでは補足 5 原子炉格納容器電気ペネトレーション、貫通部改造工事の概要についてということで、右下の 1268 ページからご説明させていただきたいと思っております。
0:33:23	ページめくっていただいて 1269 ページですが、原子力現象再循環ポンプ用格納容器電気ペネトレーションの改造について、
0:33:35	こちらに理解をお示ししてございます。概要ですけども上の黄色いハッチング部分です。
0:33:44	原子炉格納容器の気密性を維持するために電気配線貫通部を取りかえるということで丸 2 た丸の二つ目ですね。スクリプトアダプターする幾度プラン除雪する際にするつり具長さ 50mm 程度短くなると。
0:34:02	設計進捗になったことから、
0:34:05	変更するという事で要目表及び構造更新させていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:11	今回ですね下の
0:34:14	四つ目のポツの丸ポツのところですね、ここに条文記載してございますけれども、この中で黄色が濃くなってる部分、こちらを今回追加で追記させていただいています。いずれここにに基づき技術基準の
0:34:30	適用条文を示せると記載してましたけれども、今回電気配線貫通部の施設に関する技術基準という形で見直しをさせていただいております。
0:34:41	適用十分について補足 1 のほうに飛ばしてございます。概要ですけれども
0:34:48	左下の図ですね、研修再循環ポンプ用の電気ペネトレーションを取替えるというところで右側の図がございませぬけども、
0:34:59	こちら点検インテグレーションの
0:35:03	④の部分が
0:35:06	要請される際に右 50mm程度短くなるといった内容の変更になります。
0:35:14	続きまして 1270 ページのほう、こちらは変更ございませぬが安定一辺が当初の体制、
0:35:22	申請に関する説明ということで記載させてます長さ吊具長さ短くなるということで、耐震上が有効になると御説明三重に適用条文のほうを記載させていただいた。
0:35:35	いただいております。
0:35:39	で、
0:35:40	1271 ページのほうを、
0:35:43	いきまして、強度に関する説明と、
0:35:46	ということでスリーブの長さが短くなると。
0:35:51	いうところで共同も
0:35:54	応力が小さいので方するといった御説明の資料になってございます。
0:36:01	平成 272 ページ。
0:36:04	要目表、あとは現物 1270 半径実線の大詰めになってございます。
0:36:18	1274 ページから電気ペネトレーションに関する高経年化技術評価のときも資料を参考でつけさせていただいてます。
0:36:32	平成 278 ページ、こちらが
0:36:36	技術評価書ですね、大きな
0:36:40	Nm評価書
0:36:42	平成 282 ページ。
0:36:45	もうというものの評価書を
0:36:49	これもつけさせていただいてますんで 1286 ページは、長期保守管理方針の有効性評価したときの資料を見てございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:02	エネットページじゃない 1290 ページのところ
0:37:07	構造物の前後の
0:37:10	Ⅱ、
0:37:11	改正前と改正後というところで吊具の長さを、
0:37:16	別途、
0:37:18	前後比較表。
0:37:21	まず 1 点目といいます。
0:37:24	簡単でございますが補足の説明は以上になります。
0:37:29	何かございますでしょうか。はい。説明ありがとうございました。
0:37:37	それでは確認事項なんですけれども、
0:37:47	規制庁の例ですけれどもまず
0:37:52	1206、70 ページのところ、
0:37:58	解析のほうされてるかと思うんですけれども、これは補足説明資料だっけで添付資料とかには特にここの説明はどこか記載があるんでしょうか。
0:38:14	補足というのをなんかに
0:38:19	だけ入っている構成になってございます。
0:38:31	原電とかゼンショーの石川ですけども。
0:38:34	こちらは補足に入っているだけの資料になった補正係数となっております。はい。規制庁のドイですけれどもはい御説明ありがとうございましたですね。
0:38:49	これは
0:38:53	そうですね、補足説明資料、
0:38:59	多少補足説明資料だけで添付資料とかのほうに記載がないというのは何かそういう理由というかどういような考え方でそのような整理になっているのかちょっと教えていただけますでしょうか。
0:39:14	今回変更というところでスリーブの長さが短く、でございます。応力としては
0:39:25	当然
0:39:27	小さくなる方向でございますので、
0:39:33	耐震性に対しては、
0:39:36	安全側に評価できるということで補足のみ、資料をつけさせていただいた。
0:39:44	いうふうに考えてございます。
0:39:48	はい。説明ありがとうございました。考え方のほうは、今日はわかりましたのでと私からは以上です。
0:40:01	妙ですけどすみません。
0:40:04	ちょっと確認、確認というかちょっとどういうものかだけ確認させてください。1270 は 69 ページで電気ペネのあの構造自体は私も理解してるんですけど

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:16	切断箇所の絵があつてですね、スリーブとアダプターがあつて外側に減ったが作つて減つたかな。ヘッダがつくつていう形になって、これこの実際のもこのケーブル 2 本なのか、お国も 2 本ぐらいあつて合計 4 本なのか。
0:40:36	どういう構造になってるんでしょうか。えつとですね、構造的には
0:40:42	4 本です。高圧のあるエステーとそういうのを、
0:40:50	ケーブルの 4 本。
0:40:54	ベースとなります。
0:40:56	見合わせ言えと要望あるペネが JK で二つ、B 系で二つという感じですかね。
0:41:05	はい、そうです。
0:41:07	これアートだからそうですねこういう横から見ると正方形まで言わないですけど、真横に四つ並んで四つよつて仮の市債このように並んでるっていうイメージでいいですかね。
0:41:22	日本原子力発電の石川ですけどもイメージとしてはそのように思つていただいて、
0:41:29	大丈夫でございます。
0:41:31	はい、わかりました。あと実際 5cm から 5 センチ程度の寸法が変わるつていうことで、これ、
0:41:39	学んで変わるかという、結局あれですかね切断箇所の調整か何かで、やはりちょっと寸法が変わらなきゃいけないつたという理解ですかね。
0:41:50	はい。原電の石川ですけども。詳細については溶接とかたらええ。
0:41:56	いや、ちょっと気にしても 5cm 程度を短くなるつていうところがわかつたつていうことでございます。
0:42:05	はい、わかりました。私のほうは以上です皆さん何かあります。
0:42:22	途中成長の両立けれども在宅のミナカワさん何か確認事項等ありますでしょうか。
0:42:30	規制庁ミナカワです。すいませんヘッド電気ペネの補足 5 については、ちょっと何点か確認したいんですけど、ちょっとまず 1 点目なんですけど、日当プラン電気ペネ四大 X-1①の A から D
0:42:47	〇だと思つんですけど、この四つとも、まずそのスリーブ長さ。
0:42:53	が 50mm 程度短くなるつていう理解でよろしいでしょうか。
0:43:01	はい、日本原子力発電東海第 2 発電所の石川です。
0:43:06	大体四つとも 5cm 程度を短くなるつていうふうに
0:43:12	ほとんどいなります。
0:43:14	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:16	わかりました。ちょっとその上では事業者の考え方を確認したいんですけど、ちょっと先ほどドイからもあった件なんですけど、1270 ページで今回プランジの
0:43:34	その寸法が短くなりますっていうことなんですけど、もともと電気配線貫通部のための耐震計算書だと思いますけれども、その中で代表として、
0:43:47	X-1①Pd
0:43:49	ていうのを選定して多分再評価してるんだと思うんですけど、今回そのスリーブ長さを短くすることで、結果としてその耐震の
0:44:00	計算書の結果は変わるのかわからないのか説明いただけますか。
0:44:12	はい、日本原子力発電の石川です。
0:44:17	結果と評価としてはもう
0:44:24	ちょっと再度確認させてください。ただ短くなるので評価としては安全側になっているということは間違いございません。
0:44:34	以上です。
0:44:37	メカニスティック等、安全側になるっていう説明はこの補足説明資料の 1270 ページとかに書かれてあるんですけど、ちょっと確認したいのが、もともと今回その耐震性とか強度とかの関係で、
0:44:54	変更認可申請書の中にも含める計算書としては、残留熱時刻経営の耐震計算書、それについては主配管を取りかえることで、解析モデルが変更になるから、計算結果代わりそれ押し申請しているんだと私は思ってたんですけども、
0:45:13	それと、この電気ペネの違いを教えてくださいませんか。
0:45:21	一つ、
0:45:27	はい。
0:45:31	日本原子力発電の石川です。
0:45:34	すいませんちょっとあれっちゅうあるちょっと確認をしまして、
0:45:42	回答させていただきたいと思います。
0:45:48	以上です。
0:45:53	皆川ですわかりましたあれですか、後日回答ということでよろしいでしょうか。
0:46:00	はい。
0:46:03	回答でよろしく願いいたしたいと思います。
0:46:07	厘ますし、
0:46:11	すいません日本原子力発電のアリモリですけども。
0:46:15	1270 ページのところ、今の御質問のところ確認ですけども、小さくの三番にも書いてますけど、X-101Dを代表として耐震評価をしており、申請においても、代表に変更はないと書いてますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:32	ここら辺の記載をこの資料の中で充実させて、
0:46:39	この資料の中で反映をするということになりますでしょうか。ちょっと質問の趣旨の再確認します。すみません。
0:46:48	単純な質問なんですけど、今回そのRHRの主配管一部改造してますと、あと電気ペネの抵当四つですかね、寸法短くしましたと。で、申請書でどういう扱いになってるかっていうと、
0:47:06	RHRについては、主配管を取りかえることで、耐震計算に用いていった解析モデルが変更になるので、計算結果が変わることから、
0:47:19	耐震計算書を提出してますって、まずはその点そこまでは、
0:47:24	私の理解が合ってますでしょうか。
0:47:27	現在のタカシマです。計算書については、その理解で配管の方については、先ほどおっしゃった通りでモデルが変わるので、今回新たに申請しているということです。
0:47:38	そしてですね今回の補正版一覧のところ、添付書類につけてます。電気配線貫通部の耐震性についての計算書等々、
0:47:54	あとは、電気配線貫通部の強度計算書については、
0:48:00	そのSA項にですね 2018 年に申請したものから変更がないというところでまとめてございます。で発電所のほう、石川のほうから言ったようにそのこの
0:48:11	確認もあわせてするという回答になるとございます。
0:48:19	そうですねその変更があるのかどうかっていうところちょっと私確認したかったんですけど。
0:48:28	要はここに書いてあるのは、その代表は変わらないっていうのを補足説明資料に書いてあるんですけど。
0:48:36	その代表が変わらなくて、
0:48:41	計算結果は変わるかわからないかって言うのってここに書いてないので、ちょっとまずその扱いがわからなかったっていうのが1点と、もしその代表変わらないんだけど、計算結果は、何とかな保守性が大きくなるほうに、
0:48:58	なるから、今回はその申請をし、
0:49:04	申請対象から外してるんですけどっていう考え方のときに、ちょっとそのRHRの主配管の方の扱いとの整合がちょっとよくわからないなというのが1点でもしその保守性が大きくなるときにその申請対象から外すんです。
0:49:24	図っていうことに対しては、
0:49:26	過去の実績等があるんであればちょっとそれも教えていただきたいなと思ったんですけど。
0:49:33	その辺いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:36	現在のアリモリでございます。そうしました注釈の三番のところですね、今代表に変更はないとだけしか書いてませんので、体性検査の評価結果とですね。そうと紐づけた形で考え方も含めてこの
0:49:53	1270 ページのところの資料にですね。明確化してわかるような形にしたいと思います。
0:50:03	ミナカワです。よろしくお願ひします。あれですよ、右側の断面で割れ計算結果に変わるかわからないかっていうところまでもしわかれば口頭で教えていただければ変わらないから変わらないってうそれだけ理解できればいいんですけど。
0:50:20	発電所しかサンド等でしょうかね。
0:50:22	。
0:50:28	インテージ、
0:50:30	はい、日本原子力発電東海の石川です。すいません今すぐちょっと堤内でちょっと別途回答率回答とさせていただきます。原電の高さまで先ほど私が言った計算書二つですね、その計算値の仕立てで、
0:50:47	最後の評価結果で他の貫通部の計算結果が載ってるかどうかですねそこだと思います。
0:51:00	規制庁ミヤモトですけど、まだヒアリング時間ありますのでヒアリングの最中に分かれば回答していただくようにお願いします。
0:51:14	はい、現に時間承知いたしました。
0:51:17	はい、すみませんよろしくお願ひします。これはちょっとすみません、補足説明資料上の
0:51:24	1 と記載をするもう少し充実して欲しいなっていうだけなんですけど、その 1170 ページと、
0:51:33	1271 ページで今回
0:51:38	と寸法が短くなることで、耐震上有利となるとか、その指定に係る応力は小さくなると書かれてるんですけど、できれば短くなるから、何でその
0:51:55	指定に係る応力が小さくなるのかとかですね、あとは 1271 ページも板厚計算とかでスリーブ長さが短くなると荷重が小さくなるとか、応力評価でもその短くなると評価点にかかる応力が小さくなる。
0:52:12	っていうところが書かれているんですけども、もう少しそのなんで可能短くなると応力が小さくなるとか、の整備にかかる荷重が小さくなるとかっていうのが少しわかるように記載を充実してもらってもよろしいでしょうか。
0:52:34	日本原子力発電の石川です。はい、承知いたしました。
0:52:41	はい、よろしくお願ひします。補足の 5 については以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:50	原子力規制庁の宮尾です。それでは概要のほうを終えられちゃう配管の方とペレットも確認してしましたのでちょっとコメントとあったところは引き続き修正ください、それは補足 1 のほうの適用条文のところの説明のほうを続けてください。お願いします。
0:53:12	はい、日本原子力発電と売電発電所の森でございます。説明のほうは先ほどの 12 条の後の続きからということによろしいでしょうか。
0:53:24	はいお願いします。
0:53:30	はい、では残留熱除去系の配管のほうの補足 1-4 ページ通して 7 ページのほうから説明をさせていただきます。
0:53:41	第 14 条の安全設備ですけれども、これは前回のヒアリングでは②させていただいたんですが参画に修正させていただいております。理由といたしましては安全設備に関する設計への影響を確認する必要があるが、改造箇所は、
0:53:59	配管材質の変更であり、芸
0:54:04	工事計画で確認された設計事項 2 次に想定される環境条件流体振動温度変化による損傷防止の設計に影響を与えないことから審査対象条文とはならないというふうに再整理させていただいております。
0:54:19	続きまして第 15 条設計基準対象施設の機能ということで、こちらも前回のヒアリング時期は丸で説明させていただきましたが、再整理参画させていただいております。
0:54:33	いうといたしましては県警基準対象施設の機能の影響を確認する必要があるが、今回の改造による D と発電所との共用または相互に接続する配管はなく、既工事計画で確認された保守点検及び飛散物による、
0:54:50	損傷防護の基本方針に影響与えないことから審査対象条文とならないというふうに再整理させていただいております。続きまして第 19 条、流体振動等による損傷の防止ですけれども、こちらについても前回のヒアリングでは丸で説明させていただきましたが、サンプルに修正しております。
0:55:12	理由といたしましては、流体振動等による損傷の防止への影響を確認する必要があるが、今回の改造では配管内円柱状構造物の入力進捗表かつ評価対象となる円柱状構造物が設置されておらず、
0:55:30	高サイクル熱議の場合想定される部位については、配管改造後は定期的に技術基準の適合性を確認する方針変更がないため、審査対象条文とならないというふうに再整理させていただいております。
0:55:46	続きまして補足 1-5 の投資の 8 ページですけれども、第 26 条、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備ですけれども、こちらについても前回のヒアリングでは丸で整理させていただいてましたが参画に再整理させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:04	<p>いうといたしまして、崩壊熱により燃料体等が溶融しないことを有する冷却能力円を営業確認する必要があるれば今回の改造では残留熱除去系として使用する使用済み燃料プール水の冷却及び補給の系統構成。</p>
0:56:22	<p>及び配置変更がないため、審査対象条文とならないというふうに再整理させていただきます。</p>
0:56:31	<p>続きまして補足 1-6 通しの 9 ページですけれども、第 32 条を非常用進非常用炉心冷却設備です。こちらについても前回のヒアリングでは分けて説明させていただきましておりますが参加国再整備しております。</p>
0:56:48	<p>理由といたしましては燃料被覆材の温度が燃料材の溶融または燃料体の著しい破損をちょうど温度を超えて上昇することをするための冷却能力への影響について確認する必要があるれば、今回の改造では残留熱除去系として使用する低圧注水系の系統構成</p>
0:57:08	<p>及び配置変更がないため審査条文とならないというふうに再整理させていただきます。続きまして第 33 条循環設備等でこちらも前回は 0 で整理させていただきますが今回山岳で再整理しております。</p>
0:57:24	<p>いうといたしましては、発電用原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備への影響を確認する必要があるが、今回の改造では残留熱除去系とし、して使用する原子炉の</p>
0:57:41	<p>停止時冷却系の系統構成及び配置変更がないため、審査対象条文とならないというふうに再整理させていただきます。</p>
0:57:52	<p>続きまして補足 1-7 の投資で 10 ページとなります。第 44 条原子炉格納施設、こちらについてもヒアリング前回ヒアリングでは 0 で整理しておりました今回参画で再整理しています。</p>
0:58:08	<p>理由といたしましては発電用原子炉施設の損傷または故障に対して発生する放射性物質の漏えいを防止する設備、原子炉格納容器に置いて発生した熱を除去及び放射性物質濃度を低減する設備への影響を確認する必要があるれば、</p>
0:58:25	<p>今回の改造では原子炉格納容器隔離弁及び残留熱除去系として使用する格納容器スプレイ冷却系の系統構成及び配置変更がないため、審査対象常務とはならないというふうに再整理させていただきます。</p>
0:58:44	<p>続きまして</p>
0:58:46	<p>補足 1-8AA 方式で 11 ページです。第 52 条火災による損傷の防止ですけれども前段で説明した 11 条の火災等を統合になりますが、火災による損傷防止の設計に影響を確認する必要があるれば、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:04	どり海外ず行う配管は改造前と同等の仕様である原子炉材料を使用した配管を選定しており、既工事計画で確認された火災防護の設計に影響を与えないことから審査対象情報とならないというふうに再整理させていただいております。
0:59:23	続きまして補足 1-9 通しで 12 ページ、第 54 条原子炉格納重大事故等対処設備となりますが、こちらも前は 0 で整理させていただきましたが、今回参画で再整理しております。
0:59:40	理由といたしまして重大事故等対処施設、加工に関する設計の影響確認する必要がある開俗称配管の材質の変更であり、
0:59:49	流体振動または温度変化による損傷の防止の設計に影響を与えないことから審査対象条文とならないということで再整理させていただいておりますし、
1:00:01	続きまして補足 1-10、
1:00:05	市で 13 ページ、第 62 条原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備ということで、こちらもえよ判断については前回 0 で整理しておりますが、今回参画で再整理させていただいております。
1:00:21	理由といたしましては、原子炉圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備として残留熱除去系低圧代替注水系及び代替循環冷却系があります残留熱除去系の班員一部は、
1:00:37	配管の一部を改造する。
1:00:40	はい。
1:00:42	配管が低圧代替注水及び代替循環冷却系の配管と一部兼用してます。
1:00:49	今回の残留熱除去系の一部改造により原子炉圧力は原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉利益すべて駄目の必要な設備を設置する確認が必要があるが、この設備設備。
1:01:06	国は変更ございません。また系統構成し配管の配置、主要仕様には変更がなく、原子炉の冷却で圧バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却できる機能に影響がないため審査解消条文とはならないというふうに再整理させていただいております。
1:01:25	続いて第 63 条最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備、こちらも 0 で整理しておりましたが、今回再度参画で再整理しております言うとしたしましては最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として残留熱除去系があります。
1:01:44	今回の配管の一部改造により、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための必要な設備を設置することを確認する必要があるれば、この設備を施設の計画変更ございません。また系統構成所配管及び主要仕様

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:02	に変更はなく、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能に影響がないため審査最終条文とならないというふうに再整理させていただいております。
1:02:16	残留熱除去系配管の変更点については以上となります。
1:02:21	引き続き原子炉格納施設の主配管について説明させていただきます。
1:02:28	原子炉格納容器細管の演劇変更点ですけれども第補足 1-13 ページを通して 16 ページ第 52 条火災による損傷防止ですけれども、こちらは要否判断を丸から 3 確認しております。いうについては原子炉利益分
1:02:48	ずっと
1:02:49	系統施設のほうで説明した理由と一緒にとなりますので、説明のほうは割愛させていただきます。
1:02:59	続きまして補足 1-14 ページ通して 17 ページとなります。
1:03:04	第 54 条重大事故等対処施設、こちらにつきましても
1:03:11	要否判断については前回 0 でしたが今回 3 億で再整理しておりますっていうといたしましては残留IAEA原子炉冷却系統施設の入湯一緒となりますので詳細説明は割愛させていただきます。
1:03:29	続きまして補足 1 度 15 ページ通して 18 ページとなります。
1:03:34	第 64 条の原子炉格納容器利益等のため、格納容器内の冷却等のための設備ということで、こちらについても前回 0 で整理していましたが参画で再整理しております理由といたしましては原子炉格納容器内が冷却塔、
1:03:51	のための設備として残留熱除去系のうち、格納容器スプレイ系及びサプレッションプール冷却系があります。今回の配管の一部の改造により原子炉格納容器内の冷却等のために必要な設備を施設することを確認する必要がありますが、この施設。
1:04:09	設備を施設する計画に変更ございません。また、A系統構成主配管の配置及び主要仕様変更はなく、原子炉格納容器安易冷却等行う機能に影響がないため審査回収条文と上がらない。
1:04:24	というふうに整理しております。続きまして第 65 条の原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備。
1:04:33	こちらも前回は 0 で整理しておりましたが、今回参画で再整備しておりました理由といたしましては原子炉格納容器の過圧破損防止するための設備として残留熱除去系及び代替循環冷却系があります。
1:04:48	今回の配管、残留熱除去系の配管の一部改造により原子炉格納容器の過圧破損を防止するために必要な主張を設置する確認する必要がありますが、この計画に変更ございません。また、系統構成主配管の配置及び使用。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:06	資料に変更はなく、原子炉格納容器の過圧破損をする機能に影響を与えないため審査最小条文とはならないと、再整理しております。
1:05:17	続きまして補足 1-16 ページ、通し番号で 10、19 ページとなります。第 66 条、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備、こちらについても 4 判断を 0 から今回参画に
1:05:34	再整理しております理由といたしましては原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備として残留熱除去系A代替循環冷却系及び低圧代替注水系があります。今回の残留熱除去系の配管の一部改造により、
1:05:51	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための必要な設備を施設することを確認する必要があるが、この設備を施設の計画に変更ございません。ただ系統構成をし配管の配置及び主要仕様変更がなく、溶融炉心を冷却するため、
1:06:08	企業に影響がないため、審査対象条文とはならないというふうに再整理させていただきます。
1:06:18	原子炉格納し、
1:06:22	はい。
1:06:23	鉄の主配管、残留熱除去系の配管については以上となります。引き続き原子炉格納施設の電気配線貫通部の条文の整理のほうを説明させていただきます。
1:06:38	補足の 1-18 ページ、通しの 21 ページに変更はございません。
1:06:47	補足の 1-19 ページに当社の 22 ページで第 11 条を火災による損傷の防止、
1:06:55	ですけれどもこちらについては
1:07:00	要否判断を上回るから参画に再整理させていただきます。いうにつきましては原子炉冷却系統施設と同様の説明となりますので、詳細説明は割愛させていただきます。
1:07:14	続きまして第 12 条原子炉格納施設内における溢水等の損傷による防止。
1:07:22	ですけれどもこちらについても要否判断については 0 から参画で再整理させていただきます。理由につきましては原子炉の冷却系統施設の 12 条の説明と同様の説明になりますので詳細は割愛させていただきます。
1:07:44	続きまして
1:07:48	そこ 1-27 の
1:07:51	補正 23 ページで第 14 条安全施設、こちらも要否判断については前回 0 でしたが、今回参画で再整理させていただきます。
1:08:02	理由といたしましては

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:05	安全施設に係る設計の影響確認する必要がありますは改造箇所は配管材質変更は早くスピーカーの患者のみですので、工事計画で確認された設計に影響を与えることから審査対象条文とはならないというふうに再整理させていただいております。
1:08:24	続きまして第 15 条の設計基準対象施設の機能をこちらについても、
1:08:32	今回はマルに整理させていただきましたが今回参画で再整理しております。理由といたしましては
1:08:42	原子炉冷却系統施設の配管と同様に教徒相互接続はございませんので審査対象条文とならないということで再整理しております。
1:08:59	続きましてページ飛びまして補足 1-23 ページ同士で 26 ページの第 44 条原子炉格納施設になります。4 判断は前回までに整理させていただきました今回参画で再整理しております。
1:09:16	理由といたしましては、原子炉格納容器の気密性を確保すること及び漏えい試験ができる設計であることを確認する必要がありますが
1:09:25	ありますが、今回の改造では皿部長短尺化するのみで内容が変更ございません。原子力班を含む容器バウンダリの健全性を保つ設計に影響がないため審査対象条文とはならないというふうに再整理させていただいております。
1:09:43	続きまして補足 1-24 ページ通しで 27 ページになりますので、第 52 条、火災による損傷の防止、
1:09:51	ということで、こちらについては
1:09:57	11 条と同容量の説明となりますので、
1:10:04	詳細の説明は割愛させていただきます。
1:10:10	第 54 条、重大事故等対処施設退所設備、4 判断についてはこちらについては 0 から 3 泊に再整理しております。
1:10:21	理由といたしましては重大事故等対処設備に関する設計な影響を確認する必要がありますがあれば改造箇所は材質の配管材質変更はなく、水分の短尺化であるので工事計画で確認された席に影響を与えないことから審査対象条文とならない。
1:10:39	というふうに再整理しております。
1:10:44	続きまして補足 1-26 ページ通しで 29 ページとなります。第 64 条原子炉格納容器内の冷却等のための設備ということで、こちらについても要否判断は 0 から 3 確認しておりますDといたしましては原子炉格納容器内の冷却等
1:11:02	ために必要な設備を施設する加古川必要はあるが、この説明防止設備計画の変更はない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:09	または系統構成に変更がなく原子炉格納容器垂鉛冷却行わ設備を、に関わる設計には影響渡り部。
1:11:18	ものではないことから、審査対象条文とはならないというふうに再整理しております。第 65 条原子炉格納容器の過圧破損傍証
1:11:27	するための設備ということで、こちらについても容器判断は 0 から 3 確認再整理しております。
1:11:34	理由といたしましては原子炉格納容器の過圧破損防止。
1:11:39	あと破損を防止するために必要な設備を施設することを確認する必要があるれば、この設備を施設する計画の変更はございません。また、電気配線貫通部の背景及び材料に変更がなく、原子炉格納容器バウンダリの維持に影響を与えないため審査対象条文とはならないというふうに再整理しております。
1:12:00	続きまして、補足 1-27 名通して 30 ページになります。第 66 条、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備ということで、こちらについても要否判断は産学余るから参画に再整理させていただいております。
1:12:20	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するために必要な説明施設のことを書く。
1:12:27	にする必要があるが、この施設設備を例に節電へ
1:12:32	計画変更ございません。
1:12:36	構成に変更がなく減少国内株を
1:12:40	下部の溶融炉心を冷却するための設備に関わる設計に併記影響を与えるものではないため、審査対象条文とはならないというふうに再整理しております。
1:12:51	補足 1 の変更点については以上となります。
1:12:59	はい。説明ありがとうございました。それでは確認事項なんですけれども、規制庁のドイなんですけれども、今の条文の整理のところですねと参画と丸のところ、
1:13:18	今回結構参画に整理されたところが多いんですけれども、
1:13:23	4 ページの凡例のところ見ると 1 棟。
1:13:28	適用条文であるんだけど影響を受けないことが明確に確認できるというよ うな
1:13:35	ところがあって
1:13:38	後ろのほうでまああの後で多分説明いただけるかと思うんですけど、添付書類とか追いをしながら説明されているところ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:48	メーカー明確かどうかというところがあるかと思うんですけども、明確に確認できるっていうのはどの、どのような基準で明確にというふうに判断しているのかその辺ちょっと説明をお願いします。
1:14:10	はい、日本原子力発電の小森でございます。
1:14:16	今回の配管の改造等電気配線貫通部の絵のスリーブの短尺化についてはですね、
1:14:27	最初にあった補足のA4とか午後の概要の中で耐震計算書とかが当材料が変わるといものについては
1:14:39	明確に審査対象条文であると整理させていただいております。参画にさせていただいた条文については施設に関する条文のところをちゃんと確認施設をするという方針が変わらないですけども添付
1:14:57	後ろの添付書類等を用いてですね。ええとこそちらが説明できるものについては参画として整理させていただいております。
1:15:11	以上となります。
1:15:13	はい。ありがとうございます。です今の説明のほうは理解したんですけども選考の審査プラントとかでも同じような考え方で整理しているのかどうかその辺ちょっとわかったら教えてください。
1:15:35	日本原子力発電の小森でございます。先行プラントさんのほうも確認をさせていただいて、ton施設に関するところは発電所運用中で考え方があると思って一概に統一されては内認識でございます。
1:15:55	その中で原電の中でこのような形でご説明をした上で
1:16:04	明確に必要か必要じゃないかを判断して記載させていただいております。
1:16:11	以上となります。
1:16:12	はい。説明ありがとうございます。ですね選考をなんかだと結構 14 錠とか 15 条の辺りは
1:16:26	プラントによって考え方がっていうのもあるかと思うんですけども、比較的ルールになってるかと思うんですけどもその辺の何か違いというか、考え方はもうちょっと教えていただければと思います。
1:16:44	日本原子力発電の小森でございます。14 条 15 条に関しましては施設に関する大行進的なものも変えの考え方が書いてある条文だというふうに認識しております、
1:17:00	そちらのほうを今回の改造に対して何か影響があると言われると大方針は変わらずに施設するというのも変わらないということになりますので、14 条 15 条については参画で今回は整理させていただいております。以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:22	はい。わかりました。私からは以上です。
1:17:30	原子力規制庁の宮本です。少しちょっとまず、補正書 5 という形になるかっていうことを前提でちょっとちょっと考えていただきたいというところがあって、潜航ちょっと我々見てるのはこれ平面新規一部改造的なへへん人なので、要は、
1:17:50	すでに認可された工事計画から変更がないことを明確にしなきゃいけないっていう認識を持たれてることっていうことでもいいですよ。そこは大丈夫ですか。
1:18:03	日本原子力発電の森でございますはい、その認識で大丈夫でございますので、その上で当初申請のときにはその変更がないから変更がないことを示す資料がつけられてなかったということで今回多分そのこれから説明するかももう先にいうとこの 32 ページで、
1:18:22	記載されているようは青青字かな青字になっている層厚資料が、要はその
1:18:30	既工認こういう認可された既工事費からの変更ありませんという。補足資料をつけられるという認識ですよ。
1:18:41	日本原子力発電の森でございます。はい、その認識で大丈夫ですと、それとこの上でこのその前半をやっぱりちょっと考えなきゃいけないかなと思っていて、要はですねちょっとこれ文書だけの問題なんだけど機工人格された設計に影響を与えないっていうよりは、
1:18:59	いや我々ちょっと確認したいのは変なので、要は設計認可された工事計画から変更がない。
1:19:08	要は基本設計方針にも変更がないっていうところが多分確認できなきゃいけないので、当然そのちょっと柏崎で去年から認可された先行実績で緊急時対策所だったから消火配管の寸法変更というのがあったと思うんですけど。
1:19:25	要はその基本設計方針に対しても変更がないという申請を出されています。なので我々やっぱりそこのおそれが明確にしとかなきゃいけないかなと思うので、要は出すということはやっぱり審査対象条文になると。
1:19:43	いう線引をした上で、要は機構にへの影響がないというふうに結論づけていただかないとだめかなと思っていて、中身のほうは私も理解はしてるんですけど、じゃあこの丸三角
1:19:58	末の仕分けをどうするかっていうところに限ったときに、
1:20:03	例えばですけど、四条いや 4516 条から後々四条六条七条でこれ自体はこっちの。
1:20:13	32 ページに行くと、
1:20:17	六条と七条は一応案と、おそらくですけど影響がないと変更がないという、補足資料を出されると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:26	補足で添付資料出されるということですよ。
1:20:35	大丈夫かなと。
1:20:40	2、日本原子力発電の森でございます。ドイ4条につきましては、当委員会はそこで、
1:20:50	すべての提出資料は出さない予定でして67条については
1:20:59	青色でハッチングしたものについては提出するという認識であります。そうですねすみません私見間違えました4条はつけなくて、6条の条は影響がない説明をつけて、
1:21:15	五条もつけますよということなんだけど、結局この五条6条7条、それとか11条12条っていうと、その丸と参画の結局違いが、
1:21:26	なかなかつけにくいと。
1:21:29	いう話になっているので、
1:21:33	我々度ちょっと整理しようかなっていうところがあるので登用はやっぱり添付がついて提供がないことを説明されるのであれば、やっぱり該当条文にすべきだかなあと。その上で基本設計方針にも影響がないっていうのを補足で。
1:21:51	補足じゃないと申請書上に明確にされた方がよろしいやそうしないとちょっと影響がないっていうことを日確認できないのかなと思うんですけどいかがですか。
1:22:07	日本原子力発電の小此木でございますが、再度確認させていただきたいんですが、今の話は4条はすでに、添付書類を出さないで、
1:22:20	参画で問題ないと。ただ67条っていうのはこちらのほうで、添付書類をAを提出することになるので整備としては丸のほうが、
1:22:38	いいんじゃないでしょうかというお話の受け取り方でよろしいでしょうか。規制庁の宮尾です。おっしゃる通りで要はそのそういうその添付資料と基本設計方針に変更がないことを説明される情報については、
1:22:54	やはり丸にしておいたほうがいいのではないかなという要はその丸と参画の違いを説明するのが非常に条例もちょっと識別がなかなか難しいかなというところがあるので、そこは前回ちょっと言われてたと思うんですけどそこは明確にされた方がいいんじゃないかなということなんですけど。
1:23:16	日本原子18年の工事でございます。はい
1:23:22	いただいたコメントの件については理解しましたのでそのように再度整理させて、
1:23:31	いただいてその観点で資料のほうを反映することとさせていただきます。
1:23:36	規制庁の皆さんよろしく願いますようは全然前任のちょっとシノからも言われてはいたんですけど、結局その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:44	要目表の変更だけなので大きな変更ではないんですけど、既認可からの併任ということで、要は既工事計画からの変更がないというところを明確にやっぱ資料で確認しなければならないので、そこはよく確認してくださいなので、
1:24:02	少しちょっと記載ぶりだけのもそうなんですけど、影響与えないというよりは機構へ来工事計画から変更はないっていう記載をしてもらったほうがいいかなと思うんですけど、いかがですか。
1:24:18	日本原子力発電の小森先生内容を理解しました変更が既工事計画の変更がないという文言を用いて資料のほう反映させていただいて提出させていただき事とさせていただきたいいただきます。
1:24:34	はい。すみませんけどよろしくお願いします。
1:24:38	私のほうは以上です。
1:24:43	。
1:24:44	規制庁のドイですけども
1:24:48	在宅のミナカワさん何か確認事項とありますでしょうか。
1:24:54	規制庁ミナカワで政党、先ほどのちょっと襲つ空港と関係するんですけど。
1:25:04	補足 1ー18 ページ以降ですかね、電気配線貫通部の審査対象条件の整理でちょっと確認なんですけど。
1:25:19	今の例えば 18 ページであれば、工場を
1:25:25	あとは 17 条とか、今日どこですな佐藤 50 条 55 条テーマルールにしていると思うんですけど。
1:25:35	ちょっと事業者の考え方を聞きたいのは、輪番層の
1:25:40	申請書の構成上は、
1:25:43	電気ペネについては、今現状は計算書を提出されていない。
1:25:51	その申請は考えてませんっていう状態だと思うんですけど。
1:25:56	そのときに、補足にはその保守性が大きくなるからとかいろいろ何か書いてありますが、申請所としては、この 5 条とか 17 条とか、
1:26:12	50 条、
1:26:14	15 条というものに対して、事業者が審査対象条文とする。
1:26:21	っていう整理に対して、
1:26:23	その適合性は我々申請書の中でどのように確認できるのでしょうかという考え方を説明いただけますか。
1:26:54	日本原子力発電の小森でございます。
1:26:58	今のご回答ですけども街頭 17 条と
1:27:04	15 条に関しましては地方する材料に変更がございませんので、
1:27:15	技術基準で求められている要求に変更がないということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:24	添付資料はなくてもただの短尺化ですと、どういう材質変更なしのスリーブの短尺化というところで御説明ができるかなというふうに
1:27:37	考えております。
1:27:40	その考え方でいくと耐震の向上と 50 条も
1:27:53	一般若干になるので安全側に行くというところの考え方で今のところは 0 で整理をさせていただいております。
1:28:03	回答以上となります。
1:28:08	規制庁みんな海水とそれからあれですか。申請所長で明確になるんでしょうか。補足じゃなくて、
1:28:32	日本原子力発電の小森です。ちょっと御確認させていただきたいのですが新手法と言われているのは計算書上は変更がなくて影響がないというものを提出するということに対して、
1:28:49	新設症状で変更なしというところを記載するかそれとも何かを記載するかというところの質問の趣旨でよろしいでしょうか。
1:29:03	軽重ミナカワつけとPは問わないんですけど、ちょっと事業者の考え方を聞きたくて、いや、結局、この補足 11-18 ページ以降で、
1:29:15	電気ペネについては、丸をつけて審査対象条文です。
1:29:21	としている。
1:29:23	このに対して、
1:29:25	我々が審査をする申請書
1:29:29	ていうのはどういう内容になるんですかっていう確認だけなんですけど、いや、補足でいろいろ出されてるのわかるんですけど、あくまで審査は申請書なので、
1:29:40	この丸に対して我々は申請書でどう審査できるんでしょうかって言うのを確認しているだけなんですけど。
1:30:03	。
1:30:05	原電のアリモリですけど、米三よろしいですか。
1:30:10	はい。
1:30:13	今、はさ、この中で確認だったの補足 1 のところで③核バツを整理して、丸で影響がないことを確認が減ると 1 個確認する必要があるため、審査対象とするということに今していますので、
1:30:28	電気ペネトレーションに関してそこ添付書類の中で、どのように、確認できるかという点だと思いますので、そこは先ほど発電所のほうで電気ペネトレーションのところを補足 5 の中でもですね、どのように確認するかというところに繋がってくるかだと思いますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:48	ここを確認した上でこのフォーマルとして補正なのか、どのような形でその添付書類を確認できるのかっていうのを明確にする必要があるのかと思いますけども、いかがでしょうか。
1:31:02	アリモリさ範囲に理解しましたちょっとあの発電所の回答を含めて、補足 1 のほうは
1:31:12	資料に反映してきたいと考えます。
1:31:22	。
1:31:23	現在のアリモリですけども、皆さんのご質問の件ですけども、やはり丸としていて、添付書類で確認できないという点はないと思いますので、補足説明資料のみで確認するところの部分はないと考えていますので、
1:31:40	この点についてはもちろん補足資料の中でも同様に確認するかっていうのを明確にした上で、補正申請の中で、どのように示すのかまた現在の申請の中でどのように確認できるのかっていうのを少し明確にしたいと思います。
1:31:57	すいません検討よろしく申し上げますねと。
1:32:01	ショック位置については以上です。
1:32:07	はい。それでは次は、各条のところですかね概要のほう、説明をお願いします。
1:32:21	前へと大きな変更点ですね概要で結構で構いませんので、説明をお願いします。
1:32:31	はい、日本原子力発電の小森でございます。
1:32:35	今回お出した例。
1:32:40	資料の中で各条文がありますけれども
1:32:47	前回のヒアリングで 0 から参画に文言を書いただけの条文はその平行だけとなっておりますので、5 上棟 17 条等、
1:33:03	50 条と 55 条を中心に説明させていただいて、あとは
1:33:12	させていただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。
1:33:15	はい。今の四つの条文代表して説明されるということで理解しましたのでお願いします。
1:33:26	はい、わかりました。では日本原子力発電の五味でございます、
1:33:33	いやあの補足 1 の添付書類の 2 ということで
1:33:38	第 5 条のほうから説明させていただきたいと思います。通しページですと 78 ページとなります。
1:33:47	第 5 条の地震による損傷の防止ということで、1 ポツで基準適合性の確認範囲ということで丸一に耐震設計の基本事項ということで、ボツボツありましてぼつとして設計基準対象施設は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:34:06	時約 46①等の規格及び基準等に基づく手法を適用し、営推施設の耐震設計上の重要度に応じてSクラスBクラス四、五千に分類した上で、それぞれの施設の
1:34:24	耐震重要度に応じた地震力に対し、構造強度を確保できる設計としていることを記載しています。
1:34:33	日もとして来工事計画において接地系変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、
1:34:44	耐震工認審査ガイドを踏まえ工事計画認可において実績のある時約 4 ループ①等の規格及び基準等に基づく手法を適用して当該施設の機能を維持する設計としていると。
1:35:00	今回の変更認可申請に伴い耐震設計の基本方針に営業倍額上記の方針に込めて設計していることを確認します。
1:35:09	2 ポツとして来工事減額において施設の耐震上の重要度に応じて、
1:35:18	施設に要求される安全機能の役割に移って施設する設備、に適切に区分していることを記載しています。今回の変更認可申請に伴い耐震重要度分類に影響がなく、上記方針に加えて設計していることを確認しますと、
1:35:37	続きまして、補足 2-A. 2-2 ページの 79 ページに行きまして、地震力の算定方法については日冒頭の動的地震力は、
1:35:54	地盤の構造特性振動特性を総合防災応答を考慮して解析条件を設定した上で、建物構築物等の
1:36:04	入力地震評価並びに建物構築物及び機器配管系の地震応答解析を実施して、基準地震動、弾性設計を地震動による地震力を適切に算定していると。
1:36:19	今回の変更認可申請に伴い、地震力の算定及び地震応答解析の算定に影響額 10 億の方針を踏まえて設計していることを確認すると。
1:36:30	シノ本番としまして、荷重の組み合わせとしましては工事計画において、建物構築物機器配管系津波防護施設等は、それぞれの施設に作用する地震力と地震力以外の荷重を適切に組み合わせていることを記載しています。
1:36:47	今回の変更認可にしているものが
1:36:52	荷重の組み合わせに影響がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認する。
1:37:00	⑤番としまして、許容限界を許容限界として走時計画において建物構築物、機器配管系のそれぞれが強度評価における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持または構造
1:37:20	ちょうど確保できる設計としていると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:22	今回の変化に変更認可の前に登用限界に影響がなく蒸気を押収を踏まえて設計していることを確認する。
1:37:34	6 波及的影響波及的影響については事象の選定、施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、波及影響によって耐震重要施設をSクラスの施設の安全機能を損なわない設計としていることを記載してます。
1:37:51	また考慮してきて、考慮すべき施設については、波及的影響を及ぼ生協がある下位クラスの施設または波及的影響を受ける可能性のある上位クラスの施設を抽出しております。今回の変更認可申請ともに波及的影響を考慮した設計影響はなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認すると。
1:38:14	丸が水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせによる影響評価ということで、
1:38:25	表示系が多いにおいては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせについては当該組み合わせ適応によって耐震計算への影響の可能性のある施設または設備を抽出し、組み合わせの適応が耐震評価に及ぼす評価を
1:38:42	していることを記載してます。
1:38:46	今回の認可申請に伴い水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせという影響がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認する。
1:38:57	⑧企業で人の実績のない手法条件等に関わる確認ということで、耐震重要施設及びその間接支持構造物については、地震時の地盤が液状ばによる施設への影響を考慮した設計としており、地震荷重とそれ以外の荷重の組み合わせによって生じる。
1:39:17	応力が許容値を満足することを記載していると。
1:39:21	日ボツしまして配管で支持された弁の動的経営機能維持評価において、当該配管の地震応答による振動領域での応答増加を適切に考慮していることを記載してます。今回の変更認可、
1:39:37	変更認可申請に伴い、教示来工認実績のない手法を上限等に係る確認事項に影響がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認する。
1:39:49	次のページからが、確認結果になります。
1:39:53	補足の 4 では残留熱除去系の系統構成及び設置場所の変更が減ることを確認しております。
1:40:00	補足のほうについては電気配線貫通部の設置場所に変更がないことをつりが短尺加速度で指定に係る応力は小さくなり評価点にかかる応力は小さくなることを確認しております。
1:40:14	続きまして、耐震設計の基本方針概要としては耐震

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:20	設計耐震重要度分類地震力の算定方法及び地震応答解析の算定荷重の組み合わせ許容限界波及的影響を考慮した設計などの基本方針であり、早い場合電気完成は配線貫通部の
1:40:35	改造に関わる基本方針な影響がないことを確認したと。
1:40:39	づきまして重要度分類及び重大事故等対処施設の区分の基本方針としてはA系統構成及び設置場所の変更がないことから耐震重要度分類及び波及的影響を考慮すべき施設区分の基本方針に影響のないことを確認した。
1:40:58	地震応答解析の基本方針としてはねえ地震応答解析の基本方針であり、改造による議論をし影響がないこと確認した。また設置場所に変更がないことから地盤の液状化による施設への影響を考慮した堰事業がなく、基本方針は影響はないのか。
1:41:22	続きまして投資の 84 ページ転院補足 1ー添付の 2ー7 ページとなります。
1:41:29	水平 2 方向の鉛直方向地震力の組み合わせによる影響他の方針等を
1:41:37	水平 2 方向及び鉛直方向の組み合わせに営業部門池結果に垂鉛の図書については地震力の組み合わせた耐震記載の影響を可能性がある施設または設備がないことから、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組み合わせによる影響評価である。
1:41:57	お教えな影響がないことを確認して配管及び支持構造物の耐震計算についてということで、配管で支持された弁の動的機能維持評価は配管の評価で包絡される方針であり配管の改造による基本方針への影響がないことを確認します。
1:42:15	続いて、ファンの耐震石英性の計算書については配管及び弁の動的力方については強度が確認されていることを図書として確認しております。
1:42:28	最後まとめとなりますけれども、残留熱除去系配管の改造については残留熱除去期限を系統構成及び設置場所に変更がないため、耐震設計の基本方針に影響を与えないことを確認したと。
1:42:44	基本方針に、
1:42:46	変更がなく、必要な強度が確保されていることから、技術基準の適合性の影響を与えないと耐震性の影響がないことを確認質問あるこれは審査対象条文とするというふうにまとめさせていただいております。
1:43:01	電気配線貫通部の改造については、設置場所に変更がないため、耐震の基本方針に影響がないことを確認しております基本方針に変更はなく耐震に関する保守性は確保されていることから技術基準適合性に影響を与え、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:15	来工事計画から注記を変更するものではない耐震性に影響がないことを確認する必要があるための審査対象条文とさせていただきます。5条についての説明は以上となります。
1:43:30	はい説明ありがとうございました。それでは確認事項なんですけれども、規制庁ノロウイルスえっとまず私からですね何点かあるんですけれども、78ページですね右下で
1:43:47	基準適合性の確認範囲ということで、各項目挙げていただいた中で添付書類の何ページで確認できるというようなことがあるんですけれども、例えば、①のaのところですね、5-2-1-1。
1:44:08	その他ですね幾つかの所
1:44:11	計算書とか基本方針の概要で設備で確認をされてるんですけれども、これらの添付例えばこの5-2-1-1がですね、資料3のほうの固定申請範囲ですね。
1:44:27	の中の資料に入っていないということなのなんですけれども、
1:44:37	これはまずその補足説明資料ではこうだし、添付し資料に引用してるけど、この添付書類自体は
1:44:47	申請の中に含まれない補正も含めてですね申請の中に含まれないというような理解でよろしいんでしょうか。
1:44:58	日本原子力発電の小森です。
1:45:02	ドイツさんの認識の通りで問題ございません。
1:45:08	添付書面に関しましては
1:45:14	必要な必要なものをプラスアルファで発電所として確認しているところがございますので、ただも確認した項目についてはすべてここで確認したということで添付書類として提出させていただいている。
1:45:30	整備となっております。
1:45:33	説明ありがとうございますとですね、今の説明なんですけれどもターの先ほどのミナカワとかミヤモトもですね話していたように我々が審査する上であくまで各確認するもとなるのは真摯に申請書の本文と添付書
1:45:53	ドイツなので、
1:45:56	ここでこの補足説明資料をですね説明されていても、その根拠はっていう書類自体ですねこの添付書類自体が提出されてないと我々は何をもって確認すればいいのかっていうところがですね、確認すべきその添付書類というのがないような状態になってしまうんですけれども、
1:46:18	そのような観点から見てもこの添付資料は必要ないというふうにお考えでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:35	すいません規制庁ので知見もちょっと補足するとですね補足説明資料というのはあくまでその申請書とか添付書類ですね、それらに対する補足で説明するものなので、その補足のもとになる添付書類の効果がないうのはちょっと違和感を感じるんですけども、いかがでしょうか。
1:47:16	日本原子力発電の小森でございます。
1:47:21	今の原電の方の整理としては補足のほうで御説明をしている中身はちょっとプラスアルファの部分で調べたものをすべて書かさせていただいて、提出している方の
1:47:38	説明書については資料の三十二、三十 3 が表のほうで実際に提出説明書のほう、
1:47:48	審査ができるものというふうに考えておりましたがちょっと今のコメントをいただいたので
1:47:57	再度確認させていただいて資料を反映させていただきたいと思います。
1:48:04	IA等よろしくお願いたします。あともう 1 点がですね、まとめのところなんですけれども、
1:48:16	85 ページですね、このところなんですけれども、ちょっと先ほどミヤモトからもコメントあったんですけども時工認からの変更の変更認可の申請になりますので既工認との
1:48:34	おから変更があるかないかですね。あと基本設計方針に変更があるかないか、このところは影響がないという書き方だと変更があるんだけど影響がないのか変更がないから影響がないというところがちょっと
1:48:55	区別できないところがあると思う、ありますので、既工認から変更がないかどうかというところを明確にまとめていただきたいと思います。いかがでしょうか。
1:49:09	日本原子力発電の小森でございますいただいたコメントを資料のほうに反映させていただいて変更がないといえる部分は変更がないというふうに記載させていただいて、あとまた基本設計方針に変更がない旨もまとめ資料をまとめのところで見えるように、
1:49:30	資料に反映させていただきます。
1:49:33	はい。よろしくお願いたします。私の今の二つのコメント他の条文、すべてに共通することかと思しますので、水平展開の方をお願いたします。私からは以上です。
1:49:49	在宅のミナカワさん何か確認事項ありますでしょうか。
1:49:56	規制庁ミナカワです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:00	五条をについては、今遠いからコメントがあったと、なんですけど、もともとのその既工認の
1:50:12	添付書類耐震関係の添付書類の校正を鑑みれば、まずは、耐震設計の基本方針があって、その基本方針に基づいて各施設の計算書が計算をされ、
1:50:29	さらに、最終的にその水平2方向の場合、影響評価どうなんですかって言うその結果が示され多分そこまで基本その適合してるかどうかと言うのが判断されてるっていうのがちょっと私の認識なんですけど。
1:50:46	今、それを考えると、例えば今回その残留熱除去系の主配管の一部を変更をするので。
1:50:57	その計算書を提出申請しますと、その経産省の申請については、我々内容確認するんですけど。
1:51:07	じゃあその内容を確認するにあたっては、
1:51:11	もともとの耐震設計の基本方針が変更はあるのかないのか、っていうものを確認から多分スタートして、
1:51:19	当然今変更ないかという前提で計算書を確認してるんですけど、ということは多分耐震設計の基本方針関係ある部分については、既工認のものから変更がありません。
1:51:33	ていう内容が申請でないと我々何に基づいて計算の結果を確認するのかわからなくなるので、それは必要なと私も思います。それと、もう1点
1:51:49	ちょっとこれは事実確認なんですけど、製品をこうに関する影響評価結果に関してなんですけど。
1:52:01	今回その二つあって、残留熱中期経営の間の耐震性等、あと、
1:52:09	ちょっと申請が出てくるかどうかわかんないですけど、電気ベネのところの耐震性、
1:52:14	ていうその降ったつうの。
1:52:18	ところがあると思うんですけど。
1:52:20	まず残留にチェック系前管の耐震性については、
1:52:26	これもともとあれですか、解析の入力地震動は、
1:52:31	最初からその水平2方向と鉛直ば当時に入れて、
1:52:37	解析をしているっていう理解でまずよろしいでしょうか。
1:52:58	現在アリモリですけども発電所いかがでしょうか。
1:53:08	取っかかりの方です。原電の鶴田でございます。水平2方向のお話ですが、もともと国のほうにおきましては、原子炉建屋のほうは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:23	FRSを作るときにですね、各BUして 1.5 倍ぐらいのものを有して作ってまして、その最寄りの中で包絡されるというところですね、これぜひ変位方向の
1:53:37	対象には入っていないと。
1:53:39	いうところになりますとまとめ資料のほうでも前のような記載をし、
1:53:46	個目のその補足の
1:53:48	ところでもそのような記載をさせていただいたつもりでございます。以上です。
1:53:55	ミナカワです。すいませんちょっと私分かってないんですけど、この相川の解析って、3 方向同時に入れてるかも対象外ですっていう整理をしたわけではないんですね。
1:54:14	はい。
1:54:16	もっともっとレイヤー
1:54:18	対象外と整理をしたいんですけども、3 方法っていうのむしろはもうFRSが大きい結果にとってるっていうところで対象外にしております。
1:54:31	おっかかりました実際の地震量は、
1:54:36	そうん。
1:54:38	。
1:54:42	入力地震動たりですと 3 億解析モデル上の入力地震動って三方こう入れて解析しているとかそういうわけじゃないんですけど。
1:55:06	すみません、系統原電の鶴田でございました。
1:55:10	入力地震動の作り方まで行くとちょっとすみません、まだ
1:55:15	答えられないというようなもの。
1:55:18	ちょっと私も理解不足ですすみません。
1:55:21	ちょっと別途回答させていただきます。わかりました等々この突風で少し追加して欲しいなと思ってたのは、
1:55:35	今 82 編成の
1:55:38	水平 2⑦、水平 2 方向鉛直方向地震力の組み合わせによる影響評価で、
1:55:44	影響評価に影響がなくて書かれてるんですけど、ここに書かれてるのって、あくまでなんですかね。
1:55:52	DBSA設備全般に対して、
1:56:00	要は国旗工認での水平 2 方向の方針を、多分、
1:56:06	回転だと思うんですけど、少しその今回の対象の残留 20 固形配管等、
1:56:14	あと、電気ペネ、
1:56:16	これについて、何で水平 2 方向と鉛直地震力の組み合わせによる計影響評価結果に影響がないっていうふうに整理ができてるのかっていうところを、既存の既工認の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:34	更新とか評価結果とか襲ってくる部分の該当でいいんですけど。
1:56:42	ここ。
1:56:44	の
1:56:45	部分が変わってないので影響はないんですとか、そういう形で、少しそのRHRと、
1:56:54	電気ペネに絞って、水平 2 方向の評価結果に影響がなくていうのも説明していただきたいんです血糖よろしいでしょうか。
1:57:08	原電の鶴田でございます。介護わかりました。拮抗人の
1:57:15	工認本文添付成果補足などを使ってもちょっと詳細に説明をさせていただきます。
1:57:26	すみません。私からは一応訂正後すいません。
1:57:32	ドイツから最初にあったその膨張をの御審査にあたって必要な申請書としての何ですかね。イメージは何となくわかったっていう理解でよろしいでしょうか。
1:57:56	発電所の森でございます。
1:58:01	耐震計算書の紐づけのイメージは早い理科いい。
1:58:06	しましたのでそれに合わせて、当資料のほうは反映させていただきます。
1:58:14	ミナカワです。了解しました。私からは以上です。
1:58:18	はいそれでは次の条文の説明のほうをお願いいたします。
1:58:26	はい、日本原子力発電東海第 2 発電所ゴールでございます。続いて 17 条の材料及び構造についてご説明させていただきます。
1:58:39	基準適合性の確認範囲ですけども適用規格といたしましては設計基準対象施設。
1:58:46	の材料及び構造については、クラス区分に応じて発電用原子炉施設、発電用原子炉設備規格設計建設規格以下設計建設規格というまたは発電用原子力設備に関する構造の技術基準。
1:59:03	以下告示 5015 という。
1:59:06	に従い設計する方針と記載しております。今回の認可申請に伴い、適用規格に関わる基本方針変更がなく、方針を踏まえて設計していることを確認するというふうにしております。
1:59:23	二つ目といたしまして、
1:59:27	材料及び構造に関わる設計ということとして材料については機械的強度及び化学的成分使用中の応力その他使用条件に対する適切な耐食性を有することを並びに適切な破壊靱性
1:59:47	識見を有することを核管及び各容器ノンクラス区分に応じて考慮し設計しているということ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:59:58	確認しますんで、JAB持つとして、
2:00:03	構造及び強度について
2:00:06	延性破壊火山進行性変形による破壊、疲労破壊及び座屈による破壊を防止することを各管及び各表現クラス区分に応じて考慮し設計していることで今回の変更認可申請の場合は常勤関わる基本方針に影響額方法書踏まえて設計していることを確認すると。
2:00:28	ことで次のページいきまして確認結果ですすいません通し番号の 586 ページとなります。
2:00:36	補足 4 のほうについて、今回の範囲の改善により、材料は適切に選定されていることを確認しますので補足 5 について材料に変更がないことを確認しておりますので、板厚に変更がないため、工事計画の補正額を
2:00:54	されていることを確認しております透水部長が誕生生活力において評価点にかかる応力は小さくなることを確認しております。
2:01:03	続きましてクラス 1 機器及び炉心構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書については、使用中の応力相談使用条件に対する適切な耐食性
2:01:18	として事前企画応力腐食割れの発生を抑制する考慮を適用し設計する基本方針に影響がないことを確認しております。
2:01:29	続きまして、クラス 1 機器の共同陛下犯人強度計算の基本方針ですけれども、設計建設規格または報告事項①号適用し設計する基本方針に影響のないことを確認しております。
2:01:43	材料については、譴責建設規格または 9 時 501 号に規定されている材料を使用する設計とする基本方針に影響のないことを確認しております。
2:01:54	構造及び強度については、設計建設規格または告示 5015 に基づき評価差を実施する基本方針に影響ないことを確認しておりますクラス 21 の共同計算の基本方針については重大事故等クラス、
2:02:10	右として減容する際には重大事故等クラス 2 機器冷評価を実施することに変更がないことを確認しております。
2:02:24	あとは、
2:02:26	重要なポイントとしては看護業務 587 ページの上から三つ目の項目の間の議論いただく計算書等からの売り計算書については、今回の改造について必要な強度が、
2:02:40	括弧されていることを確認しましたと。
2:02:47	それでええと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:49	まとめのほうに行かしていただいて残留熱除去系配管の改善については設計建設規格または告示 5015 を適用し、材料及び構造の構造に関わる設計に対する業務方針に影響がないことを確認したと。
2:03:05	2 ポツとして基本方針に変更がなく、必要な強度が確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えない影響次期計画から設計に影響がないことを確認する必要があるため、審査最小情報というふうに
2:03:21	するというふうにまとめさせていただきます。
2:03:24	電気配線貫通部の改造については、設計均一局部的OG材料及び構造に関わる設計に対する基本方針に影響がないことを確認したレポートとして基本方針に変更はなく、影響原因に関する補正には確保されていることから、技術基準の適合性に影響を与えないと。
2:03:45	3 ポツ目として機構図計画でから席に影響がないことを確認する必要があるため、審査最初条文とするというふうにまとめさせていただきます。第 17 条は以上となります。
2:04:00	はい、別途説明ありがとうございました。それが確認事項なんですけれども私から先ほどと同じコメントだけなので特にありません。
2:04:11	在宅のミナカワさん何か確認事項ありますでしょうか。
2:04:21	設置をミナカワ窃盗ちゅう中町についてももう電気ペネ 2kNフォローは多分どういう扱いする場っていうのは検討いただけるんだと思うんですけど。
2:04:38	ちょっと確認したいのが今回電気ペネってちゃんと寸法が短くなる角形だと思うんですね。
2:04:46	そのときに、その例えば 17 条でいうと、多分その適合条文って大きく二つあって、材料等、
2:04:55	あとはその構造及び共同だと思うんですけど、この 17 条のうち、材料についても、これ電気ペネについては、
2:05:07	前津金審査対象条文っていうふうに事業者か考えてるかどうかっていうと説明いただけますか。
2:05:34	発電所日本原電の根本と申します。先ほどのご質問に関してですが、基本的に材料に関して懸念の方の材料に関しては変更がない。
2:05:48	ので基本的に審査対象、
2:05:51	そうならないと考えてございます。
2:05:54	以上です。
2:05:59	ミナカワ思想がありました。電気ペネの扱いはちょっと検討してもらおうとして現状だから、電気定義について、この 17 条については、あくまで寸法短くすることで、構造及び強度

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:15	が適合してるかって言うのはあくまで審査対象だっていうことで理解しました。私からは以上です。
2:06:25	はいそれでは次の条文の説明のほうをお願いします。
2:06:42	日本原子力発電の小森でございます。資料を用意すれ少々お待ちください。
2:06:58	。
2:06:59	原燃のアリモリですけども、小森さん説明するときに、先ほど等もし異なる点があれば、説明をしていただきたいと思っておりますけれども、同じ点であれば、同じであることの説明をお願いします。
2:07:17	はい、アリモリさん了解しました。
2:07:20	はい。
2:07:25	では 50 条の地震による損傷防止、
2:07:29	について説明させていただきます。基準。
2:07:35	a適用の範囲としては耐震設計の基本としてボツ重大事故対処設備、それぞれの施設区分に応じて地震力に対して構造強度を確保するようにジャック等の規格、
2:07:52	に基づく手法を準用して、常設耐震重大事故等設備が設置される重大事故、
2:08:00	対処施設。
2:08:02	東亜等常設重大事故防止設備が設置される重大事故対処設備に分類していることを記載しております。Bボツとして常設重大事故対象設備が時約 4601 度の基準に基づく手法として 1 議、
2:08:20	常設計としていることを確認しております。Cボツとしまして常設重大事故防止設備が時約 4 億①等の規格基準に基づく手法を準用して、当該施設の機能を維持している設計とするということを
2:08:37	記載しておりますって冷房として常設 10 常設重大事故緩和設備が時アップの規格等をもうしに基づく手法を準用して当該施設の機能を設計する。
2:08:53	設計としております。
2:08:57	接続部分に関しまして②敷き詰めに関しましては条線つつ重大事故等対処施設の施設区分については、調節の耐震重大事項、
2:09:10	常設耐震重要重大事故防止設備が常設重大事項緩和設備が設置される。重大事故等対処設備に分類した上で、施設要求される機能の役割に応じて新施設を構成する設備に適切に区分されていること。
2:09:30	今回の施設区分Ⅲ申請人が 2 施設区分の分類に影響がなく、上記の方針に踏まえて設計していることを確認すると。
2:09:41	地震力の算定につきましてはデビット基本的な考え方が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:47	③については基本的な考え方は一緒に設備が変わってる理由で説明は割愛させていただきます。
2:09:58	⑤の荷重の組み合わせについては、
2:10:04	建物 5 本しか建物構築物、機器配管系津波防護施設についてはそれぞれの施設に作用する地震力以外の荷重と適切言及減らせていると。
2:10:17	今回の変更認可申請に伴う荷重を組み合わせ営業がなく、上記方針を踏まえて設計していることを確認すると、供用限界についてはA案も
2:10:29	建物構築物、機器配管系それぞれの強度計算における軽減化については安全上適切に認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能またを 1 または供用の構造強度確保できる設計としていると記載してます。
2:10:49	波及的影響についても、
2:10:53	波及的影響については事象の県政施設の抽出及び耐震検査初日で右側Cクラスの機器に加え、
2:11:01	未更新件数の比も波及影響によって重大事故等対処施設の重大事故対象通必要な機能を損なわない設計としていることを
2:11:12	NIST後の効力すべき施設については波及影響を及ぼす可能性がある施設をばつで抗力すべき施設については波及的影響を及ぼす可能性がある施設を抽出していると今回の変更認可申請に伴い波及影響を考慮した設計変更なく状況支援を得ていることを確認すると。
2:11:37	次通しの 753 ですけれども⑦として水平 2 方向については先ほどの設計と一緒にになりますので、割愛させていただきます。
2:11:49	続きまして投信 754 ページの確認結果ですけれども、補足の 4 の補足の 5 については確認結果も工場と変わりませのでかと割愛させていただきます。
2:12:08	基本的に確認結果については
2:12:13	5 条で説明したと同様のスプレイ記載方針として書かせていただきますので割愛させていただきます。
2:12:21	まとめとしましては残留熱除去系配管の改造については、残留熱除去系の系統構成及び設置場所の変更がないため、
2:12:30	耐震設計の基本方針に影響がないことを確認したという基本方針に 400 必要な強度が確保されていくとなる技術基準の適合性に影響を与えないで耐震性に影響がないかどうか確認する必要があるため審査対象条文とすると。
2:12:46	電気配線貫通部の改造についてはこちらも設置場所の変更がないため、耐震設計の基本方針に影響がないことを確認した基本方針に変更がないため耐震に関する保守性を発行されていることから技術基準の適合性に影響を与えない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:02	既工事計画から設計を変更するものではないが耐震性に影響がないことを確認する必要があるため審査対象条文というふうに
2:13:12	まとめさせていただいております。50 条は以上となります。
2:13:18	解決説明ありがとうございました鉄な確認事項なんですけれども規制庁ドイですけれども私から特にありません。
2:13:31	はい。
2:13:33	早いと在宅のミナカワさん何か確認事項ありますでしょうか。
2:13:39	です。
2:13:41	はい。それでは次の条文の説明をお願いします。
2:13:50	日本原子力発電の小森でございます。第 55 条材料及び構造
2:13:57	について説明させていただきます。
2:14:01	通し番号の 1063 ページを捕捉 1ー添付書類の 22 番になります。
2:14:10	では説明のほうを始めさせていただきます。
2:14:14	基準適合性になって疑問は確認はいたしまして①として、重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等クラス 2 支持構造物ということでポツで重大事故等クラス 2 機器及び重大事故等、
2:14:30	プラスに支持構造物の材料構造について、
2:14:36	設計建設規格または告示 5015 に従い設計する方針としてはこれらの設計に
2:14:44	よらない場合は当該機器及び指示構造物がその設計上の要求される強度を確保できるような設計建設規格を参考に同等以上の性能を有する設計としていると。
2:14:57	エービーシー・マートとして、材料について当該機器等が使用される条件に対して適切が機械的強度及び覚せい成分を有すること並びに適切な破壊韌性試験を有することをクラス区分に応じて考慮し設計していくと。
2:15:13	水没して、構造及び強度について延性阻ん運営疲労破壊及び座屈による破壊防止をすることでプラス区分に応じて考慮し設計して今回の変更認可申請の前上記に係る基本方針変更が広報紙を踏まえて、
2:15:31	設計していることを確認すると。
2:15:36	確認結果はですけれども。
2:15:41	基本的に
2:15:44	17 条との
2:15:46	同じ確認をしておりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。
2:15:53	まとめとしまして、残留熱除去系配管の改造については、配管を重大事故等クラス 2 配管として兼用する気は設計建設規格または告示 5015 適用し、材料

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	及び構造に関わる設計に対する基本方針に影響がないことを確認しております。
2:16:12	基本方針に変更がなく必要な強度が確保されていることから技術基準の適合性に影響を与えない工事計画設計、
2:16:20	経時計画から設計に影響がないことを確認する必要があるため、審査対象条文とすると。
2:16:26	電気配線貫通部の改善につきましては電気配線貫通部を重大事故等クラス2容器として金融する気は設計建設規格または告示 5015 適用し、材料及び構造に関わる設計に対する基本方針に影響がないことを確認したと。
2:16:44	2 ポツ目として基本方針に変更がなく影響度に関する補正は確保されていることが技術基準の適合性に影響を与えない。
2:16:53	三番目として最後に、既工事計画から設計に影響がないことを確認する必要があるため審査対象条文とするなどというふうに整理させていただいております。第 55 条は以上となります。
2:17:07	はい。説明ありがとうございました。それでは確認事項なんですけれども、私規制庁ドイなんですけれども私からちょっと 1 点これ確認なんですけれども一旦まとめのところにありますけど、今回
2:17:22	変更箇所っていうのはすべて従来のSAクラス2の間とか容器というような事でよろしいでしょうか。
2:17:47	発電所日本原子力発電の山本でございます。先ほどの御質問に関してですが、基本的にRHR、残留熱除去系配管の改造に関しましては、基本的に衛星クラス、従来事故等対処施設として兼用する施設になりますので、基本的に衛星クラス2、
2:18:07	として評価計算をしております。
2:18:11	御回答は以上になります。結果、
2:18:15	はいありがとうございました。電気配線貫通部の方もクラス2の容器ということでもよろしかったでしょうか。
2:18:44	原電の根本でございます。
2:18:47	少々確認させていただきますのでお待ちいただけますでしょうか。
2:18:52	はいわかりました。そしたらその間に、他にちょっと確認事項があったら進めたいと思います。私からは以上ですけれども、
2:19:02	在宅のミナカワさん何かありますでしょうか。
2:19:09	ミナカワです。私からは特段ありません。来順調と 55 条は、
2:19:16	基本的に 5 乗オーダーと 17 条の整理を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:20	まずしていただいてそれを展開いただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。
2:19:30	日本原子力発電の小森でございますが、ミナカワ様のコメント、了解いたしました資料に反映させていただきます。
2:19:47	はい、系統それでは、皆さん以上でよろしかったでしょうか。
2:19:53	手話特段ないです。
2:19:55	はい。それではこちらからの確認事項は以上ですけれども先ほどの
2:20:05	電気配線貫通部の方がどうなりましたでしょうか。
2:20:18	日本原子力発電、東海発電所の石川です。先ほど補足の5でご質問変えた案件についてちょっと今、回答させてもさせていただいてもよろしいでしょうかはいよろしくをお願いします。
2:20:37	方式の
2:20:42	270のところになっていただいて耐震評価とか共同評価といったところの例規のについてということございましたけれども、
2:20:55	今の耐震強度物性とか強度評価に対して、
2:21:01	整備が長くなることで包絡されるということがございますので、その辺をもう一つ
2:21:09	こういう方として参りましたけれども、こちらの
2:21:15	そのそのゴムもですね1270の時とか1271のところですね。理由とかを包絡されるんですよというのをちょっとしっかり丁寧にして記載をしたい。
2:21:32	ということで
2:21:34	進めたいと考えてございます。
2:21:38	となってますでしょうか。
2:21:42	規制庁ミナカワです。実態はわかっている聞いてるんですけど。
2:21:51	結局補足説明資料でそのまま包絡しますっていう説明がされたとしてですね。
2:22:00	今の事業者としてはその工場の
2:22:06	審査対象として電気ペネ相撲上げているという整理に会して、その我々はその申請書として、それぞれが適合してるのかっていうのをどのように確認すればいいのかという質問なんですけど出資はおわかりでしょうか。
2:22:28	ちょっと実際条件とか、
2:22:33	はい。先ほど等が追加された出資のコメントをいただいたということで趣旨としては理解しています。
2:22:46	ただ今はちょっとその前にあったご質問があったので、これ回答として今答えさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:56	わかりました鉄塔じゃちょっと回答に対してなんですけど、だから、基本的にはその例えば耐震であれば、
2:23:05	X-101Bへの耐震結果が変わり、応力のところでもええと評価点を
2:23:17	応力、評価結果が今回の寸法短くすることによって、工認での計算書の結果から変わるってそういう理解でよろしいですか。
2:23:29	はい。変わりますが、先ほども少ししましたように包絡されるという結果になる。
2:23:38	ことでございます。
2:23:39	わかりました。ちょっとそれを踏まえてその申請として審査対象条文を審査するためにどのように申請をするかっていうのを検討いただきたいんですけど、ちょっともう一つ確認は
2:23:57	結局、RHRの主配管の階層ん。
2:24:04	では、提出をし、スリーブでは、耐震計算書、包絡されるので、今は提出してないっていうとこだと思うんですけど、そのこの違いってというのがちょっと私いまいちよくわかってなくて、
2:24:20	それを説明してもらってもいいですか。
2:24:23	はい、日本原子力発電発電室の石川です。RHR配管に対して電気配線貫通部のほうは、このスリーブ自体が短くなるということだけが変わります。そういったときに、
2:24:41	評価としては、安全側になるというのが明らかでございますので、そういった違いがあれ違う配管等はあるというところで
2:24:55	それから、
2:24:56	以上です。規制庁妙ですちょっといいですか。多分ミナカワのほうで指摘しているのは、我々は申請書に基づいて判断しなきゃいけないんですよ。で、申請書に基づいて、既工認への影響がないという判断する根拠は、
2:25:14	RHRの配管では出されるのに電気ペネについてはもう明確だからかどうかちょっとよくわかんないんですけど、その根拠を出されなくて影響はないというふうな反応されてるので。
2:25:29	その違いが何であるかっていうのを明確なその申請書なり、補足なりで示した上で、説明していただかないと今言われてるのは
2:25:42	要は程度がわからないんですよ。
2:25:45	言ってることわかります。はい。
2:25:49	なので、そこがなぜ経産省へと電気ペネは計算書を提示しない状態で影響がないという判断で申請書として出されないんで、申請書とか申請書なり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:26:05	デブなり、補足なりで明確にされないかでそれに対してRHRのほうはしっかりその辺は提示した上で影響がないというふうに説明されているので、ちょっとそこが
2:26:20	二通りあるのでその違いがよくわからないのでその辺は整理して説明してくださいということです。みんながそういうことですよ。
2:26:28	。
2:26:29	ありがとうございます。その通りです。
2:26:33	減算大丈夫ですか原燃のほうはアドオン内容を理解しましたかね。
2:26:41	現在のタカシマです。石川さんペネの耐震計算書の当初の仕立てってどうなっていましたけど、これ。
2:26:51	そもそもですけども、
2:26:53	仕立てとしては計算書として、
2:26:57	今回該当するページ、短尺復活するペネの計算結果ってこの計算書にはもともと出てないんですか。
2:27:09	。
2:27:12	いや、
2:27:14	執行停止の計算をちゃんと
2:27:21	確認しますのでちょっとお待ちください。
2:27:40	ちょっと、
2:27:41	ちょっと確認しますので少々お待ちください。
2:27:46	規制庁のミヤモトですけども、今日もちょっとヒアリングの長引いているところもあるので、少し今日のを確認した内容を踏まえて、次回回答できるちょっと準備していただいたほうがいいかなと思いますので、
2:28:01	少し整理した上で回答するようにお願いがお願いしますけど大丈夫でしょうか。
2:28:18	原燃のアリモリですけども、発電所いかがでしょうか。
2:28:27	はい。
2:28:35	客系の一つ。
2:28:52	発電所のほう今何か回答されました。
2:29:09	他発電所の原電するとでございます。はい。
2:29:14	本日のお話ですね
2:29:18	どこまでした場合承知しました。はい。
2:29:25	はい。それではこれで今日のヒアリングのほうを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。すいません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:35	もう、先ほどいただいたもの、衛星クラスペネ性クラス2として兼用するのかしないのかという話に管施工回答させていただいてよろしいでしょうか。はい、よろしく申し上げます。
2:29:50	すいません日本原子力発電の東海発電所を根本でございます。基本的にペネのほうもSAクラス2として兼用して評価も実施するということになりますご回答以上でございます。はい、ありがとうございました。
2:30:08	それではこれでヒアリングのほうをまだですねはい。現在の小森でございますが、所則については本日のコメントでいただいたような資料の構成の話を含めて、
2:30:25	反映さしてちょっと本日と御説明ができていなかったもので、添付書類に紐付けの表とともにですね補足2のほうも資料のほうに反映するという認識でよろしいでしょうか。
2:30:47	はい。規制庁のドイですけれどもはいそのような形でお願いいたします。
2:30:54	はい、日本主力発電の森でございます資料の反映了解いたしました。
2:31:01	こちらは以上となります。はい。それでは以上で今日のヒアリングを終わりにいたします。どうもありがとうございました。
2:31:13	ありがとうございました。
2:31:15	。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。